

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（案） に対するご意見の概要と札幌市の考え方

1 ご意見募集の実施概要

(1) 意見募集期間

令和4年（2022年）4月27日（水）から令和4年（2022年）5月27日（金）まで

(2) 意見提出方法

持参、電子メール、ファクス又は郵送

(3) 配布資料

札幌市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（案）

(4) 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階（市政刊行物コーナー）、13階（区政課）
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・各まちづくりセンター
- ・札幌市公式ホームページ

2 提出者及びご意見の内訳

(1) 提出者数及びご意見の件数

ア 意見者数	2人、0団体
イ ご意見の件数	6件

(2) 提出方法

ア 持参	1人
イ 電子メール	0人
ウ ファクス	0人
エ 郵送	1人

(3) ご意見の内訳（案の項目に沿って分類）

ア 「1 禁止区域」に関すること	1件
イ 「2 客引き行為等の禁止の例外」に関すること	1件
ウ 「3 公表の方法」に関すること	1件
エ 「4 公表についての意見陳述の機会の付与」に関すること	0件
オ 「5 その他」に関すること	0件
カ その他	3件

3 ご意見の概要と市の考え方

(1) 「1 禁止区域」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>すすきの地区からJR札幌駅周辺までの区域だけではなく、北海道大学や他の私立大学、それから他の区でも客引き行為の禁止区域として広げてはどうか。北24条駅周辺なども禁止区域とした方がいいと思う。</p>	<p>客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為（以下「客引き行為等」といいます。）を規制することは、市民等の職業選択の自由及び事業者等の営業の自由を制限することとなるため、禁止区域は合理的な範囲内で定めることが適当と考えております。</p> <p>現状では、本規則案の禁止区域以外の区域については、規制が必要と認められる状況ではありませんが、今後、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ、適宜見直しを検討してまいります。</p>

(2) 「2 客引き行為等の禁止の例外」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>1メートルルールの啓発活動をしてほしい。</p>	<p>1メートルルールの啓発活動については、現在、市職員が飲食店等を訪問し、札幌市客引き行為等の防止に関する条例（以下「本条例」といいます。）の概要を説明することで啓発を行っているところです。また、今後、ポスター、街頭大型ビジョン、街頭放送等を活用した周知・啓発も予定しております。</p>

(3) 「3 公表の方法」に関すること

ご意見の概要	市の考え方
<p>市役所の掲示場や市のホームページなどで掲載するだけではきれいな札幌とはいえない。客引き行為等の防止は学校や企業でも徹底して教えることが必要だ。</p>	<p>公表は、市民等への情報提供機能のほか、社会的な信用を低下させる制裁的機能を有していることから、運用に当たっては特に慎重を期す必要があります。将来にわたる過度な不利益を与えることのないよう考慮が必要と考えます。また、客引き行為等の防止に向けて、本条例の周知・啓発に取り組んでまいります。</p>

(4) その他

ご意見の概要	市の考え方
<p>執ようでない居酒屋等の客引きを取り締まる法規制がなく、地域や行政の街頭指導が困難である。</p> <p>また、行政等の街頭啓発活動の回数が限られており、客引きの防止につながっていないため、今後の新たな規制や啓発活動の充実が必要である。</p> <p>今後の課題として、客引き専門業者が新たな客引き方法を構築することや、指導員が巡回していない時間帯における禁止区域外での客引きの対応、チラシ配りに仮装した一見客引きに見えない客引きへの対応が予想される。</p>	<p>居酒屋等の執ようでない客引き行為であっても、禁止区域において行われたものであれば、原則、本条例による指導、勧告、命令又は過料・公表（以下「指導等」といいます。）の対象となります。</p> <p>また、客引き行為等の該当の可否については、禁止区域を巡回する指導員により、現場において判断いたします。</p> <p>指導員の巡回については、禁止区域の範囲内で行うものであり、禁止区域以外の区域では行いません。現状では、規則案の禁止区域以外の区域については、規制が必要と認められる状況ではありませんが、今後、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ、適宜見直しを検討してまいります。</p> <p>本条例の周知・啓発については、現在、市職員が飲食店等を訪問し、本条例の概要を説明することで啓発を行っているところです。また、今後、ポスター、街頭大型ビジョン、街頭放送等を活用した周知・啓発も予定しております。</p> <p>今後とも、市民や観光客の皆様が、安全に安心して通行し、又は利用することができる街となるよう取り組んでまいります。</p>
<p>客引き行為を繰り返す人々をもっと札幌市でも取り締まってほしい。悪の道に染まらない生き方ができるように客引き防止を徹底してほしい。また、客引きをしない、させないルールになるようにしてほしい。</p>	<p>本条例は、客引き行為等の防止に関する事項を定めることにより、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としており、本条例の目的を達成するために、禁止区域において全業種の客引き行為等を規制するとともに、指導等を段階的に行うこととしています。</p> <p>現在、規制内容の周知に努めているところではありますが、本条例の全部及び本規則が施行となる令和4年7月1日からは、指導員が指導等を実施することにより、本条例の目的達成を目指してまいります。</p>

<p>「市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるものについては、この限りでない。」とあるが、曖昧なのではっきり客引き行為として認めて罰則行為として取り締まってはどうか。</p>	<p>本条例第6条第1項でいう「市民等が安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保に支障がないと認められる客引き行為等として規則で定めるもの」とは、事業者が事業を行う土地又は建物（当該建物の敷地を含みます。）（禁止区域に含まれる部分を除きます。）が禁止区域に接する場合において、当該土地又は建物と禁止区域との境界線からの距離が1メートル以下の範囲内にある禁止区域（市道南3条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び市道真駒内篠路線に囲まれた区域（道路区域を含みます。）を除きます。）において行われる当該事業者の事業に係る客引き行為等であり、次の(1)から(3)までのいずれにも該当しないもの（1メートルルールが適用となるもの）をいいます。</p> <p>(1) 拒絶の意思を示している者に対する客引き行為又は勧誘行為</p> <p>(2) 通行人の進路に立ちふさがり、通行人に追従し、その他市民等の通行を妨げる方法による客引き行為等</p> <p>(3) 階段における客引き行為等</p> <p>上記の内容については、本規則で明確に規定します。</p>
---	---